

白子町備蓄計画

令和3年1月

白子町

目 次

1. はじめに	1
(1) 計画策定の趣旨	1
(2) 備蓄計画の基本的な考え方	1
(3) 上位・関連計画における備蓄の考え方	2
2. 備蓄及び調達に係る基本的な考え方	7
(1) 自助・共助による備蓄	7
(2) 公助による備蓄	8
(3) 備蓄分担の考え方	11
3. 備蓄品目の考え方	12
(1) 食料・飲料水の品目例	12
(2) 生活必需品の品目例	13
(3) 資機材の品目例	15
(4) 重要必要品目の設定	16
4. 備蓄計画数量	18
(1) 備蓄物資支給対象者	18
(2) 備蓄物資の算定条件	19
(3) 備蓄計画数量の算定	19
5. 備蓄（購入）計画	26
(1) 食料・飲料水	26
(2) 生活必需品	26
(3) 資機材等	26
(4) 非常用食料等の保存期間と更新	27
6. 防災備蓄倉庫について	28
(1) 防災備蓄倉庫の位置づけ	28
(2) 防災備蓄倉庫設置箇所一覧	28

1. はじめに

(1) 計画策定の趣旨

町民による日頃からの家庭内備蓄や地域での備蓄といった自助・共助の考え方を基本とし、公助である町も大規模な地震等に対応できる食料や生活必需品、資機材等の備蓄体制を構築するため、「白子町備蓄計画」を策定する。

なお、本計画は、災害被害想定や社会情勢の変化、新たな課題等が生じた場合には、必要に応じて検討を加え、適宜修正していくものとする。

(2) 備蓄計画の基本的な考え方

大規模な地震等の発生直後は、交通・通信インフラの寸断等により流通機能が停止し、発災から3日間程度は被災地外からの支援物資が届かないことが想定される。

このため、この間は、各家庭等における自助備蓄を中心とし、備えが不足する場合には共助備蓄で補完するものとし、不測の事態に備えて、公助備蓄（町の備蓄）の供給を行うことを基本とする。

こうしたことを踏まえ、本計画では、発災から3日分を想定した本町の備蓄目標を定めることとする。

(3) 上位・関連計画における備蓄の考え方

① 防災基本計画（令和2年5月、中央防災会議）

国の防災基本計画（令和2年5月修正）では、個人及び市町村の備蓄体制や避難所の環境整備について、次のような考え方が示されている。

第3節 国民の防災活動の促進

2 防災知識の普及、訓練

(1) 防災知識の普及

国（内閣府等）、公共機関、地方公共団体等は、防災週間や防災関連行事等を通じ、住民に対し、災害時のシミュレーション結果等を示しながらその危険性を周知するとともに、以下の事項について普及啓発を図るものとする。

- ・ 「最低3日間、推奨1週間」分の食料、飲料水、携帯トイレ・簡易トイレ、トイレトイレットペーパー等の備蓄、非常持出品（救急箱、懐中電灯、ラジオ、乾電池等）の準備等

第6節 迅速かつ円滑な災害応急対策、災害復旧・復興への備え

7 避難の受入れ及び情報提供活動関係

○市町村は、指定避難所において貯水槽、井戸、仮設トイレ、マンホールトイレ、マット、簡易ベッド、非常用電源、衛星携帯電話等の通信機器等のほか、空調、洋式トイレなど、要配慮者にも配慮した施設・設備の整備に努めるとともに、被災者による災害情報の入手に資するテレビ、ラジオ等の機器の整備を図るものとする。

○町村は、指定避難所又はその近傍で地域完結型の備蓄施設を確保し、食料、飲料水、常備薬、マスク、消毒液、炊き出し用具、毛布等避難生活に必要な物資等の備蓄に努めるものとする。

○市町村は、指定避難所となる施設において、あらかじめ、必要な機能を整理し、備蓄場所の確保、通信設備の整備等を進めるものとする。

（「防災基本計画」（令和2年5月、中央防災会議）より抜粋）

② 避難所における良好な生活環境の確保に向けた取組指針（平成 28 年 4 月改訂、内閣府）

本取組指針において、避難所における備蓄等について、次のような考え方が示されている。

第 1 平時における対応

4 避難所における備蓄等

(1) 食料・飲料水の備蓄

避難所として指定した施設には、あらかじめ応急的に必要と考えられる食料・飲料水の備蓄に努めること。また、指定した避難所に食料・飲料水を備蓄しない場合は、避難所が開設された場合に備えて、食料・飲料水の供給計画を作成すること。

その際、食物アレルギーの避難者にも配慮し、アルファ米等の白米と牛乳アレルギー対応のミルク等を備蓄すること。なお、備蓄食料については、近年の食生活の向上と保存食の多様化を踏まえ、乾パン等の画一的なものだけにならないよう検討すること。食物アレルギー対応食品等についても、必要な方に確実に届けられるなど、要配慮者の利用にも配慮すること。また、避難所を運営する職員の食料等の確保を検討しておくこと。

(2) その他備蓄品の備蓄等

被災者の生命、身体の保護を優先とし、次に示した備蓄品の備蓄を検討しておくこと。また、備蓄品の品目、所在、配付方法については、事前に町のホームページや広報等で公開することが望ましいこと。

- ① 災害用トイレの備蓄や整備を進めておくこと。
- ② 高齢者、乳幼児、女性等に配慮し、紙おむつや生理用品を備蓄しておくこと。
- ③ 避難所の感染症予防のため、マスクや手指消毒液等を備蓄しておくことが望ましいこと。
- ④ 発災時から、灯りのある生活及び通信環境を確保するため、自家発電装置、非常用発電機及び衛星電話が避難所には設置されていることが望ましいこと。なお、通信手段の確保において、無線機や避難所の衛星電話の使用について定期的に確認を行っておくべきであること。また、避難所に備え付けのその他の物品についても使用が可能か確認しておくこと。
- ⑤ マッチ・使い捨てライター・プロパンガス・固形燃料等の燃料を備蓄しておくこと。なお、大規模・広域的な災害での外部支援の期間を見通し、必要十分な燃料を備蓄しておくことが望ましいこと。ただし、ガソリン、石油等については、消防法で定める危険物に規定されているため、備蓄にあたっては同法との関係に留意する必要があること。

⑥ その他生活必需品等については、地域、時期等により、様々なものが考えられ、個々の実情において決定するものと考えられるが、被災者の生命、身体の保護を念頭に置き、次のとおり例示したものを備蓄しておくことが望ましいこと。

ア タオルケット、毛布、布団等の寝具

イ 洋服上下、子供服等の上着、シャツ、パンツ等の下着

ウ タオル、靴下、靴、サンダル、傘等の身の回り品

エ 石鹸、歯磨用品、ティッシュペーパー、トイレットペーパー等の日用品

オ 炊飯器、鍋、包丁、ガス用具等の調理道具

カ 茶碗、皿、箸等の食器

(避難所における良好な生活環境の確保に向けた取組指針(平成28年4月改訂、内閣府)より抜粋)

③ 千葉県地域防災計画(平成29年度修正)

千葉県地域防災計画では、食料及び生活必需品等の備蓄について、次のように記載されている。

第2章 災害予防計画

第10節 備蓄・物流計画

1 食料・生活必需物資等の供給体制の整備

(2) 市町村における備蓄・調達体制の整備

市町村における備蓄及び調達は、自助・共助により賄われる備蓄物資等を補完する目的で行われるものであるが、市町村は、基礎的な地方公共団体として一義的に被災者への食料・生活必需物資等の供給を行う責務を有していることから、様々な事態に的確に対応できるよう、物資の備蓄・調達体制の整備に努める。

ア 生命維持や生活に最低限必要な食料・飲料水・その他生活必需物資や避難所運営に必要な資機材を中心とした備蓄に努める。なお、備蓄物資の選定に際しては、地域特性や要配慮者・女性の避難生活等に配慮する。

イ 被災者に物資を迅速に提供するため、避難所への分散備蓄の推進や輸送体制の構築などに努める。

ウ 消費期限が短いなどの備蓄に適さない物資や、大量に必要となるもので全てを備蓄することが困難な物資、発災からの時間の経過とともに必要となる物資については、調達による確保に努めるものとし、物資供給事業者等との協定締結の推進に努める。

(「千葉県地域防災計画」(平成29年度修正)より抜粋)

④ 白子町地域防災計画（平成 30 年度修正）

白子町地域防災計画では、食料及び生活必需品等の備蓄について、次のように記載されている。

第2章 災害予防計画

第10節 備蓄・物流計画

1 食料・生活必需品等の供給体制の整備（産業課）

(1) 備蓄意識の高揚

各家庭やマンション、事業所等における食料・飲料水等の備蓄を推進するため、町は、家庭やマンション、事業所等における「最低3日、推奨1週間」分の食料や飲料水、生活必需品を備蓄することなど、町民の備蓄意識の高揚を図るための普及啓発を推進するとともに、自主防災組織等への炊き出し用機材や救助用機材などの整備を促進する。

(2) 備蓄・調達体制の整備

町における備蓄及び調達は、自助・共助により賄われる備蓄物資等を補完する目的で行われるものであるが、町は、基礎的な地方公共団体として一義的に被災者への食料・生活必需品等の供給を行う責務を有していることから、様々な事態に的確に対応できるよう、物資の備蓄・調達体制の整備に努める。

ア 生命維持や生活に最低限必要な食料・飲料水・生活必需品などの物資や避難所運営に必要な資機材を中心とした備蓄に努める。なお、備蓄物資の選定に際しては、地域特性や要配慮者・女性の避難生活等に配慮する。

イ 被災者に物資を迅速に提供するため、避難所への分散備蓄の推進や輸送体制の構築などに努める。

ウ 消費期限が短いなどの備蓄に適さない物資や、大量に必要となるもので全てを備蓄することが困難な物資、発災からの時間の経過とともに必要となる物資については、調達による確保に努めるものとし、関係事業者等との協定締結の推進に努める。

＜資料編 7 - 1 救援物資の備蓄状況＞

(3) 帰宅困難者支援に係る備蓄

町は、帰宅困難者等を一定期間受け入れるため、一時滞在施設を指定するとともに、受け入れた者に可能な範囲で食料や飲料水等を提供するための備蓄に努める。

(4) 災害時の物流体制の整備

民間からの調達や国や他都道府県からの支援により供給される大量の物資を迅速に目的地へ届けるためには、円滑な物流体制を構築することが重要であり、町は県と連携して対応する体制整備に努めるものとする。

町は、指定した拠点へ搬入される物資を避難所等へ輸送し、避難者へ供給する役割を果たす必要がある。そのため、平常時から物資の集積拠点を選定しておくとともに、大量な物資の仕分けや避難所への輸送等につき、地域特性に応じて、民間物流事業者、NPO、住民団体等と連携するなどの体制整備に努める。

また、町は、選定した集積拠点を県へ報告するものとする。

なお、物資の集積拠点を選定するに当たっては、公的な施設のみならず、民間物流事業者の管理する物流倉庫も検討する。

(「白子町地域防災計画」(平成30年度修正)より抜粋)

2. 備蓄及び調達に係る基本的な考え方

(1) 自助・共助による備蓄

発災直後における被害や混乱を最小限にとどめるためには、町民や事業者等が「自らの命は自らで守る。自らの地域はみんなで守る。」という自助・共助の考え方を基本に、平時から災害時に必要な物資を備蓄しておくことが重要である。

このため町は、町民等の備蓄意識の高揚を図るため、引き続き普及啓発を推進していくものとする。

① 町民（自助）による備蓄

- 平時から災害に備え、非常持出品の準備と最低3日分以上（可能であれば1週間分）の食料、飲料水及び生活必需品等の備蓄に努める。
- 高齢者や乳幼児、障がい者等の要配慮者が必要とする紙おむつや医薬品、粉ミルク、哺乳びん等の物資は、介護者等がその確保に努める。
また、アレルギーをもつ家族がいる場合は、食物アレルギーに対応した食料品の確保に努める。
- ペットを飼っている場合は、ペットフード及びゲージ等の備蓄に努める。

家庭における非常持出品の例

種別	主な品目（例）
非常食	飲料水（3ℓ/日）、保存食 等
衣類	防寒着、下着・靴下、雨具、スニーカー、タオル、軍手 等
防災用品	携帯ラジオ、マッチ・ライター、懐中電灯、ヘルメット、笛・ブザー、地図、乾電池、筆記用具、携帯電話の充電器、家族・知人の連絡先 等
衛生用品	常備薬、救急セット、ポリ袋、マスク、ウェットティッシュ 等
貴重品	現金、身分証明書、健康保険証、通帳・印鑑 等
妊婦のいる家庭	脱脂綿・ガーゼ、さらし・T字帯、あかちゃん用品、母子手帳 等
乳幼児のいる家庭	粉ミルク、哺乳瓶、離乳食、スプーン、紙おむつ 等
要介護者のいる家庭	薬、補助具の予備、紙おむつ 等

② 自主防災組織（共助）による備蓄

各自主防災組織は、「白子町自主防災組織育成補助金交付要綱」における補助金の活用により、防災用資機材及び防災倉庫等の整備に努める。

③ 事業者等（自助）による備蓄

- 発災後、事業者等^{※1}としての業務継続や迅速な復旧を図るため、また、発災直後の一斉帰宅の抑制を図るためには、従業員等を一定期間事業所内に留め置く必要がある。このため、従業員等の3日分^{※2}以上の食料や飲料水、生活必需品の備蓄に努める。
- なお、集客施設を有する事業者等においては、来場者の一時的な滞留等を想定した備蓄を検討する。

※¹事業者等：民間企業だけでなく、団体、学校、病院、福祉施設等を含む。

※²3日分：発災時の被救助者の生存率は4日目以降激減することから、発災後3日間は救助・救出活動を優先させる必要がある。そのため、従業員の一斉帰宅が救助救出の妨げとならないよう、最低でも発災後3日間は企業等が従業員を施設内に待機させておくことが望まれる。

（2）公助による備蓄

町における備蓄は、自助・共助により賄われる備蓄物資等を補完する目的で行われるものであり、町民等の備蓄意識の高揚を図るとともに、町においても、様々な事態に的確に対応できるよう、物資の備蓄や調達を図る。

① 町による備蓄・調達

- 自助・共助を基本としながらも、町は、基礎的な地方公共団体として一義的に被災者への食料や飲料水、生活必需品等の供給を行う責務を有していることから、発災直後の生命維持や生活に最低限必要な食料や飲料水・生活必需品等の物資や避難所運営に必要な資機材を中心とした備蓄に努める。
- 地域特性等も考慮した上で、住民が避難所に持参する物資や他自治体等からの供給も含めて、発災から3日間に必要とする物資を賄うことができるような備蓄目標を立て、計画的な備蓄を進める。
- 要配慮者や女性の避難生活に必要な備蓄物資の確保に努める。また、食料等の備蓄物資の選定に際しては、食物アレルギーに対応した備蓄物資を検討するなどの配慮に努める。

② 流通備蓄による調達

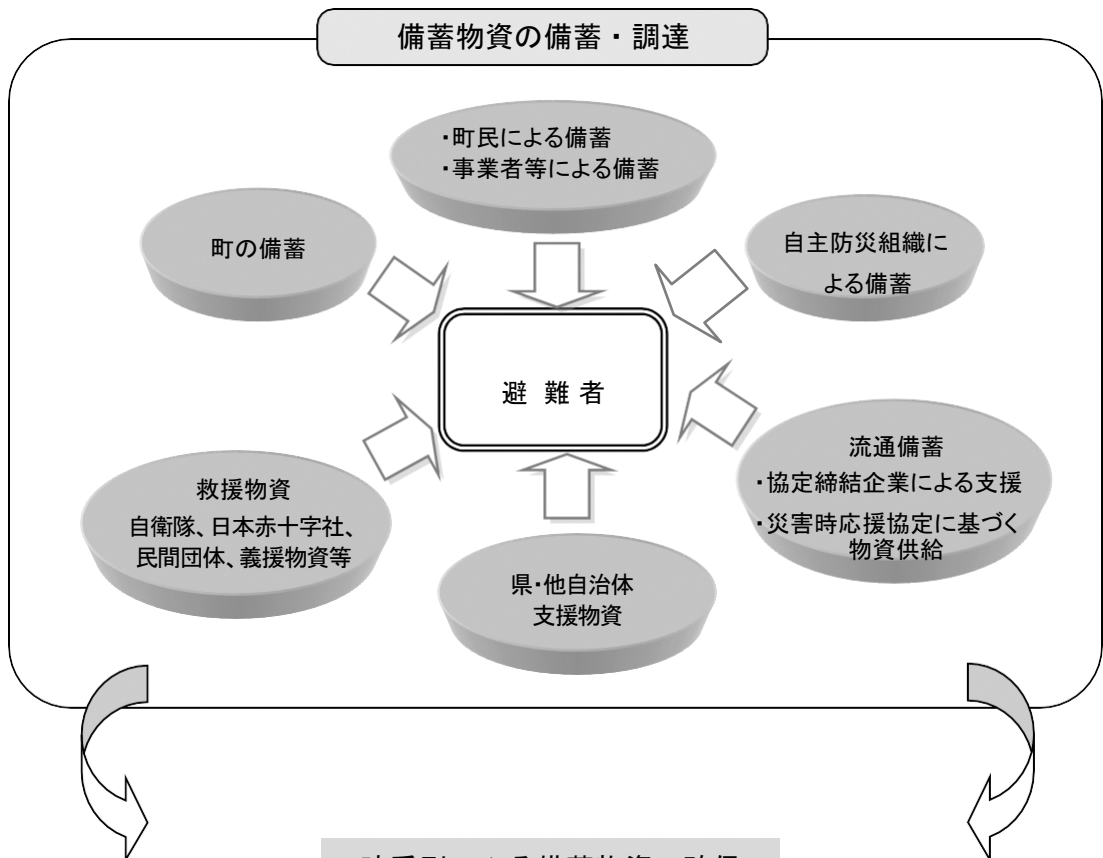
- 町は、民間事業者や他自治体と事前に協定を締結し、災害時に必要な物資を速やかに調達できる体制を整えておく。

なお、大規模な災害時には、協定先事業者が被災し、調達が困難となることも想定されるため、多様な調達先の確保に努める。

物資供給に関する協定

No	名 称	年月日	相 手 方	内 容
1	災害時における緊急対応生活物資等の供給に関する協定書	H20. 8. 1	社団法人千葉県エルピーガス協会	プロパンガスの供給
2	災害時の物資提供及び店舗営業の継続又は早期再開に関する覚書	H27. 12. 1	株式会社セブン-イレブン・ジャパン	食料品、衣料品、日用品の供給
3	災害時における救援物資（段ボール製簡易ベッド等）の供給等の支援協力に関する協定	H29. 7. 18	(株) アベクラ	災害時の救援物資の供給等の協力
4	災害時における物資供給に関する協定	H30. 2. 26	NPO法人コメリ災害対策センター	作業関係、日用品等、水関係、冷暖房機器等、電気用品等、トイレ関係 等

備蓄物資の備蓄・調達イメージ図



時系列でみる備蓄物資の確保

	発災 1日目	発災 2日目	発災 3日目	発災 4日目	発災 5日目以降
町民による備蓄 事業者等による備蓄 自主防災組織による備蓄					→
町の備蓄		3日分			
県・他自治体					→
流通備蓄					→
救援物資					→

※流通備蓄は発災4日目としているが、これは東日本大震災で災害発生から約3日間は支援物資がほとんど届かなかったことに基づく。

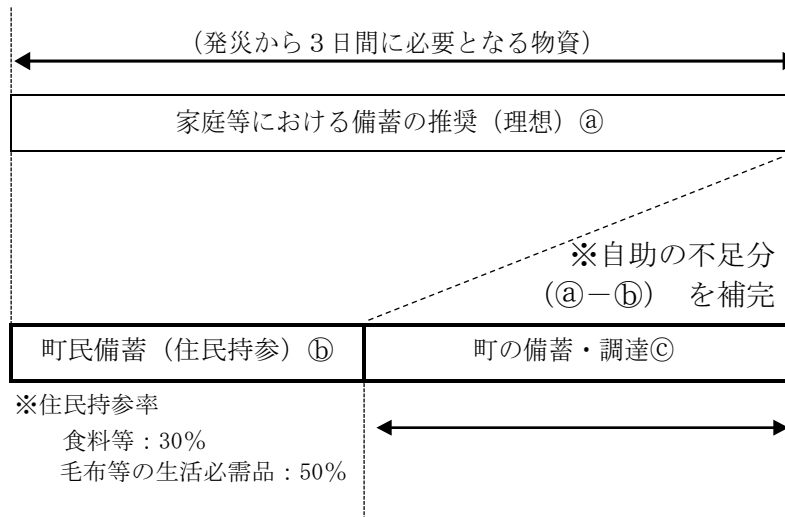
※救援物資は発災5日目としているが、流通備蓄や県・他自治体支援物資よりも遅れて到着するものと仮定している。

※ここでの物資確保の時間はあくまでも目安であり、災害の状況によりその時間が大きく左右されることがある。

(3) 備蓄分担の考え方

東日本大震災では、道路が寸断され支援物資が3日以上届かなかった地域があったことを踏まえ、町外から救援物資が届くまでの間に避難者が最低限必要とする食料、飲料水、主要な生活必需品を次のとおり分担して備蓄するものとする。

備蓄分担図



- ① 自助による家庭備蓄等の促進 (3日分以上の備蓄を推奨)
- ② 避難所に住民が食料、生活必需品等を持参
- ③ 自助の不足分を補完するため、町が必要な物資を備蓄・調達

図参考：千葉県災害時の緊急物資等の備蓄に関する計画

備蓄物資の主体別の備蓄割合

	食料	飲料水	生活必需品 (毛布、生理用品、紙おむつ等)
町民 (持参)	30%	30%	50%
町	70%	70%	50%
計	100%	100%	100%

参考：千葉県災害時の緊急物資等の備蓄に関する計画

3. 備蓄品目の考え方

災害発生時から流通備蓄及び救援物資が調達されるまでの間に、町において、必要不可欠な緊急物資を備蓄しておく必要があり、(1)～(3)に必要なと思われる備蓄品目を例示する。

(1) 食料・飲料水の品目例

生命を維持するために、最低限必要な食料及び飲料水の品目例を次表に示す。

品目	備考
アルファ米・リゾット (アレルギー対応型)	《対象：乳幼児、高齢者を除く全避難者》 主食として長期保存が可能で、調理器具や食器を必要としないアルファ米・リゾットを備蓄
お粥 (アレルギー対応型)	《対象：乳幼児及び高齢者》 乳幼児、高齢者用に備蓄
ライスクッキー (アレルギー対応型) ・ビスケット・乾パン	《対象：乳幼児、高齢者を除く全避難者》 アルファ米・リゾット以外の主食として備蓄
粉ミルク (アレルギー対応型)	《対象：乳幼児》 乳幼児用として備蓄
飲料水	《対象：避難者全員》 長期保存が可能なペットボトル型 (500ml) の飲料水を備蓄
味噌汁・スープ類	《対象：避難者全員》 避難生活では、画一的な食生活になりがちであるため、副食として位置付け、備蓄
副食缶詰	《対象：避難者全員》 避難生活では、画一的な食生活になりがちであるため、副食として位置付け、備蓄
ようかん	《対象：避難者全員》 緊急時でも手軽にカロリー補給ができる保存用ようかんを備蓄
とろみ調整食品 (要配慮者向け)	《対象：要介護認定高齢者等》 要介護認定者等の誤嚥防止のために、汁物や飲料水にとろみ付けを行うために備蓄

(2) 生活必需品の品目例

避難生活をおくる上で必要な生活必需品の品目例を次表に示す。

品目	備考
毛布	《対象：全避難者》 防寒対策や敷物としても利用できる毛布を備蓄
ブランケット	《対象：全避難者》 毛布の代替品として一部をブランケットで備蓄
紙おむつ（大人用・パンツ） 紙おむつ（大人用・尿取りパット）	《対象：おむつ使用が必要な高齢者等》 おむつ使用が必要な高齢者等のために備蓄
紙おむつ（乳児用）	《対象：おむつ使用が必要な乳幼児》 おむつ使用が必要な乳幼児のために備蓄
哺乳瓶	《対象：乳幼児》 ミルクが必要な乳幼児のために備蓄
おしり拭き	《対象：乳幼児、おむつ使用が必要な高齢者等》 乳幼児やおむつ使用の高齢者等の身体の清潔を保持するため備蓄
防災用ウェットティッシュ （ウェットシート）	《対象：全避難者》 災害時の避難者の衛生管理のために備蓄
生理用品	《対象：12歳～51歳の女性》※ 生理期の女性のために備蓄
トイレットペーパー	《対象：全避難者》 避難所の生活環境保持等のために備蓄
携帯トイレ袋	《対象：紙おむつ使用者を除く避難者全員》 衛生的なトイレ環境を確保するため備蓄
タオル、非常用タオル	《対象：全避難者》 災害時の避難者の衛生管理のために備蓄
日用品セット （歯ブラシ、歯磨き粉、石けん、 タオル、ティッシュ等）	《対象：全避難者》 避難者が避難所で一時的に生活する際に必要な日用品を備蓄
マスク（全サイズ）	《対象：全避難者》 避難所での感染症予防や衛生管理のために備蓄

※日本女性の平均初潮年齢は12.3歳、平均閉経年齢は50.5歳（日本産婦人科学会の調査（1997年））であることから、12歳～51歳女性を対象とした。

品目	備 考
紙・プラスチックコップ	《対象：避難所避難者》 避難者が飲料水を飲む場合に使用するコップとして 備蓄
プラスチックプレート	《対象：避難所避難者》 食事時の利便性を図るために備蓄
割り箸	《対象：避難所避難者》 食事時の利便性を図るために備蓄
スプーン・フォーク	《対象：避難所避難者》 食事時の利便性を図るために備蓄
飲料水袋	《対象：全避難者》 給水車から配給される水を持ち帰るための飲料水袋 を備蓄
食品用ラップフィルム	《対象：全避難者》 食器に敷くことで、水が節約できるなど、多用途に 利用できるラップを備蓄
アルミホイル	《対象：全避難者》 食器や調理器具にもなるなど、多用途に利用できる アルミホイルを備蓄
ポリエチレン手袋	《対象：全避難者》 避難所の生活環境保持等のために備蓄

(3) 資機材の品目例

避難所運営や防災活動、救護活動等のために必要な資機材の品目例を次表に示す。

	品 目	
避難所運営資機材	<ul style="list-style-type: none"> ・避難所用マット（アルミシート） ・敷き毛布 ・仮設トイレ（組立式トイレ） ・簡易トイレ（ボックス型等） ・簡易トイレ用凝固剤、排便収納袋 ・ごみ袋（可燃・不燃・プラ用） ・発電機付投光機（投光機、発電機） ・給油ポンプ ・消火器 ・一般用テント ・物資収納袋 ・ハサミ ・ガソリン缶 ・災害対策用プライベートルーム ・ラジオ 	<ul style="list-style-type: none"> ・暖房器具（石油ストーブ） ・台車 ・つえ ・段ボール間仕切り ・物干しロープ ・下着干し（室内干し） ・ライター、マッチ ・扇風機 ・使い捨てカイロ ・蚊取り線香 ・アルカリ乾電池 ・ガムテープ ・事務用品（鉛筆、マジック、カッターナイフ、付箋、模造紙、メモ帳等）
防災資機材	<ul style="list-style-type: none"> ・災害用テント ・土のう袋 ・水のう ・防水ライト ・ブルーシート（防水シート） ・コードリール ・ロープ ・軍手、手袋 ・ヘッドランプ ・スコップ ・懐中電灯 ・木づち ・くわ ・おの 	<ul style="list-style-type: none"> ・ゴーグル ・噴霧器 ・防護服 ・なた ・かま ・ペンチ ・のこぎり ・なわ ・はりがね ・防災用ヘルメット ・メガホン ・拡声器 ・雨具 ・長靴
給食・給水資機材	<ul style="list-style-type: none"> ・鍋、鍋ふた ・炊飯釜 ・ガスコンロ、レスキューコンロ ・ヤカン ・お玉、しゃもじ ・ひしゃく ・炭 ・練炭 ・圧力調整器（ガス） 	<ul style="list-style-type: none"> ・LPG用ゴム管 ・飲料水タンク ・ポリタンク ・バケツ ・ホース ・水道セット ・汙過機 ・浄水装置 ・組立て水槽
救護資機材	<ul style="list-style-type: none"> ・担架 ・自転車 ・工具 ・災害救急セット ・脚立 	<ul style="list-style-type: none"> ・消毒用アルコール ・折りたたみリヤカー ・バール ・救命胴衣、浮輪

(4) 最重要品目の設定

(1) ～ (3) に備蓄が望まれる物資を示したが、この中から特に備蓄しておくべき「最重要品目」を設定する。

「最重要品目」の検討にあたっては、次のように、県の備蓄品目の考え方及び東日本大震災の事例や国の南海トラフ地震における具体的な計画等を踏まえ、次のとおり設定する。

① 千葉県における備蓄品目の考え方

県の「災害時の緊急物資等の備蓄に関する計画」において、被災市町村への提供を目的とした備蓄品目の考え方として、次のように示されている。

発災直後の生命維持や生活に最低限必要な食料・飲料水・生活必需品等の物資や資機材を対象とし、次の点に留意した品目の選定・備蓄に努める。

- ア 市町村が備蓄又は調達する物資の量的な補完を目的とする。
- イ プッシュ型支援に必要となる物資の備蓄を推進する。
- ウ 災害時要援護者や女性等に配慮した物資の備蓄を推進する。
- エ 原則として、5年以上の使用期限又は耐用年数を有するものに限定する。

また、具体的な、備蓄品目は次のとおりである。

県の被災市町村向け用備蓄品目

備蓄品目	
食料・飲料水	食料（主食）（一般向けの食料、要配慮者等を考慮した食料）
	飲料水（ペットボトル）
生活必需品	毛布
	トイレ（簡易トイレ）
	生理用品
	紙おむつ（乳幼児用・大人用）
	その他資機材等（ブルーシート（防水シート）、その他の資機材）

② 東日本大震災において国が調達・配送を行った品目

東日本大震災時に、国が調達・配送を行った品目

区分	調達品目	区分	調達品目
食料・飲料水	パン	生活必需品	トイレットペーパー
	即席麺類		毛布
	おにぎり・もち・包装米飯		おむつ
	精米		一般薬
	その他（缶詰等）		マスク
	飲料水		燃料

資料：「平成 23 年東北地方太平洋沖地震(東日本大震災について)」
(東北地方太平洋沖地震緊急災害対策本部 (平成 23 年 9 月 20 日))

③ 国が南海トラフ巨大地震において想定している救援物資品目

緊急災害対策本部の調整により、消防庁、厚生労働省、農林水産省及び経済産業省がプッシュ型支援により被災府県に供給する品目は、食料、毛布、育児用調製粉乳、乳児・小児用おむつ、大人用おむつ、携帯トイレ・簡易トイレの6品目とする。

資料:南海トラフ地震における具体的な応急対策活動に関する計画(H27.3)(内閣府)

上記から、本町において特に備蓄しておくべき「最重要品目」について考察すると、食料・飲料水を最優先に、高齢者や乳幼児等の要配慮者、女性への配慮から紙おむつ、粉ミルク、生理用品等を中心とした生活必需品の備蓄が望ましいと考えられる。

よって、次の品目を「最重要品目」とする。

特に備蓄すべき「最重要品目」

■食料・飲料水

- ・アルファ米・リゾット（アレルギー 27 品目対応型）
- ・お粥（アレルギー 27 品目対応型）
- ・ライスクッキー（アレルギー 28 品目対応型）
- ・ビスケット・乾パン
- ・飲料水
- ・粉ミルク（アレルギー対応型）

■生活必需品

- ・毛布
- ・紙おむつ（乳幼児用）
- ・紙おむつ（大人用・パンツ）
- ・紙おむつ（大人用・尿取りパット）
- ・哺乳瓶
- ・生理用品
- ・トイレットペーパー

4. 備蓄計画数量

(1) 備蓄物資支給対象者

「平成19年度千葉県地震被害想定調査結果」、「平成26・27年度千葉県地震被害想定調査結果」で、本町に及ぼす影響が大きいと考えられる4つの想定地震のうち、最も大きな被害が予測される「東京湾北部地震」の発災直後の想定避難者数（避難所避難者数＋避難所外避難者数）を基準とする。

備蓄物資支給対象者＝1,350人（避難所）＋38人（避難所外）＝1,388人

東京湾北部地震（マグニチュード 7.3）の被害想定概要

項目（単位）		東京湾 北部地 震 (H19)	参考			
			千葉県 北西部 直下地 震 (H26・ 27)	千葉県 東方沖 地震 (H19)	三浦半 島断層 群によ る地震 (H19)	
建物全壊 棟数	揺れ（棟）	24	10	1	0	
	液状化（棟）	10	10	6	0	
	急傾斜地崩壊（棟）	0	0	0	0	
	合計（棟）	34	10	7	0	
火災	炎上出火（件）	0	0	0	0	
	焼失棟数（棟）	0	0	0	0	
人的被害	死者	建物被害（人）	0	-	0	0
		火災（人）	0	0	0	0
		急傾斜地崩壊（人）	0	0	0	0
		ブロック塀等の転倒（人）	0	0	0	0
		屋外落下物（人）	0	0	0	0
		合計（人）	0	0	0	0
	負傷者	建物被害（人）	28	20	6	0
		火災（人）	0	-	0	0
		急傾斜地崩壊（人）	0	0	0	0
		屋内収容物の移転・転倒等（人）	1	-	1	0
		ブロック塀等の転倒（人）	2	0	5	0
		屋外落下物（人）	0	0	0	0
	合計（人）	31	20	12	0	
避難者（1日後）（人）		1,388	30	337	1	
うち、建物被害による避難者		315	20	73	1	

資料：（「白子町地域防災計画」（平成30年度修正）より抜粋）

(2) 備蓄物資の算定条件

備蓄物資の計画数量の算定にあたっては、前項で示した避難者数を基準とするが、避難者向けの備蓄物資はさらに年齢等により必要な物資が異なるため、年齢区分別に必要な備蓄品については、次の対象人口に基づき算定する。

備蓄物資の計画数量を算定するための年齢区分別対象人口割合

年齢区分別の必要となる備蓄品	年齢区分	町総人口に対する割合
粉ミルク（アレルギー対応型）、哺乳瓶	0歳	0.399%
紙おむつ（乳児用）	0歳～3歳	1.703%
お粥（アレルギー対応型）	1歳、2歳及び70歳以上	31.62%
アルファ米・リゾット（アレルギー対応型）	3歳～69歳	67.98%
生理用品	12歳～51歳女性	16.36%
紙おむつ（高齢者用）	要介護認定3以上	2.853%

※ 総人口に対する割合は、白子町年齢別統計表（日本人・外国人）（令和3年1月1日現在）に基づき算定している。

※ 要介護認定3以上については、「第7期白子町介護保険事業計画」（平成30年3月）に掲載されている平成29年10月1日現在の認定者数に基づき算定している。

(3) 備蓄計画数量の算定

備蓄計画数量の算定にあたっては、次の条件を考慮するものとする。

備蓄計画数量の算定条件

- ① 本計画に基づいて備蓄する備蓄物資は、いずれも発災からの3日間に必要となる物資等の提供を想定する。
- ② 住民持参率を考慮するものとし、食料・飲料水に関しては30%、毛布等の生活必需品に関しては50%を基本として算定する。
- ③ 食数については、国の備蓄食料の算出式において1日3食を採用（「南海トラフ地震における具体的な応急対策活動に関する計画」（平成29年6月23日、中央防災会議幹事会）の物資調達に係る計画において、食料の必要量の算出にあたって、1日3食を採用）していることから、1日3食分の備蓄を目標とする。

※①、②については、千葉県の方針に基づく。

なお、備蓄計画数量の求め方は、次の計算式による。

※アルファ米・リゾット（アレルギー対応型）の例

$$\frac{1,388 \text{ 人}}{\text{全避難者数}} \times \frac{70\%}{\left(\begin{array}{l} \text{町備蓄分担率} \\ \text{食料等の住民持} \\ \text{参率 30\%を差し} \\ \text{引いた割合} \end{array} \right)} \times \frac{67.98\%}{\left(\begin{array}{l} \text{3歳~69歳の} \\ \text{人口割合} \end{array} \right)} \times \frac{3 \text{ 食}}{\text{1日3食}} \times \frac{2 \text{ 日}}{\text{2日分を備蓄}} = 3,963 \text{ 食}$$

① 最重要品目

ア. 食料・飲料水

最重要品目のうち、食料・飲料水の町全体避難者数を基準とした備蓄計画数量は次のとおりとなる。

なお、「アルファ米・リゾット（アレルギー対応型）」と「ライスクッキー（アレルギー対応型）・ビスケット・乾パン」の両品目で3日分を賄うものとする。

食料・飲料水備蓄品目及び備蓄計画数量

品目	算出根拠及び数量	対象
アルファ米・リゾット (アレルギー対応型)	1人1日当たり3食、2日分を備蓄 備蓄計画数量 $1,388 \text{ 人} \times 70\% \times 67.98\% \times 3 \text{ 食} \times 2 \text{ 日} = 3,963 \text{ 食}$	3歳～69歳
ライスクッキー (アレルギー対応型)・ビスケット・乾パン	1人1日当たり3食、1日分を備蓄 ※ビスケット・乾パンについては、現在庫分限りとし、今後は購入中止とする。 備蓄計画数量 $1,388 \text{ 人} \times 70\% \times 67.98\% \times 3 \text{ 食} \times 1 \text{ 日} = 1,982 \text{ 食}$	3歳～69歳
お粥（アレルギー対応型）	1人1日当たり3食、3日分を備蓄 備蓄計画数量 $1,388 \text{ 人} \times 70\% \times 31.62\% \times 3 \text{ 食} \times 3 \text{ 日} = 2,765 \text{ 食}$	1歳、2歳及び70歳以上
粉ミルク (アレルギー対応型)	1人1日当たりの授乳量を1,000ml（1日に5回、1回に200ml）とし、3日分を目安として備蓄 ・1さじ（約2.6g） ・1回（200ml）→10さじ（26g） ・1日（1,000ml）→130g ・1箱：800g/缶×8缶=6,400g 備蓄計画数量 $1,388 \text{ 人} \times 70\% \times 0.399\% \times 130 \text{ g} \times 3 \text{ 日} = 1,512 \text{ g}$ $1,512 \text{ g} \div 6,400 \text{ g/箱} = 1 \text{ 箱}$	0歳
飲料水	1人当たり2本（500ml、ペットボトル）を備蓄 1人1日当たり3ℓ以上が目安のため、この他に給水車や応急給水拠点からの給水等を活用し、必要量を確保 備蓄計画数量 $1,388 \text{ 人} \times 70\% \times 2 \text{ 本 (500ml)} \times 3 \text{ 日} = 5,830 \text{ 本}$	避難者全員

イ. 生活必需品

最重要品目のうち、生活必需品の町全体避難者数を基準とした備蓄計画数量は次のとおりとなる。

生活必需品備蓄品目及び備蓄計画数量

品目	算出根拠及び数量	対象
毛布	避難者全員に対し、1人当たり1枚として備蓄 備蓄計画数量 $1,388 \text{ 人} \times 50\% \times 1 \text{ 枚} = \boxed{694 \text{ 枚}}$	避難者全員
紙おむつ (乳幼児用)	1人1日当たり6枚として、3日分備蓄 備蓄計画数量 $1,388 \text{ 人} \times 50\% \times 1.703\% \times 6 \text{ 枚/日} \times 3 \text{ 日} = \boxed{213 \text{ 枚}}$	0歳～3歳
紙おむつ (大人用・パンツ)	1人1日当たり2枚として、3日分備蓄 備蓄計画数量 $1,388 \text{ 人} \times 50\% \times 2.853\% \times 2 \text{ 枚/日} \times 3 \text{ 日} = \boxed{119 \text{ 枚}}$	要介護認定3以上
紙おむつ (大人用・尿取りパット)	1人1日当たり2枚として、3日分備蓄 備蓄計画数量 $1,388 \text{ 人} \times 50\% \times 2.853\% \times 6 \text{ 枚/日} \times 3 \text{ 日} = \boxed{357 \text{ 枚}}$	要介護認定3以上
哺乳瓶	1人1日当たり1本として、3日分備蓄 備蓄計画数量 $1,388 \text{ 人} \times 50\% \times 0.399\% \times 1 \text{ 本/1日} \times 3 \text{ 日} = \boxed{9 \text{ 本}}$	0歳
生理用品	対象人口比4分の1(4週に1回換算)に対し、1人1日当たり6枚として3日分※1を備蓄 備蓄計画数量 $1,388 \text{ 人} \times 50\% \times 16.36\% \div 4 \times 6 \text{ 枚/日} \times 3 \text{ 日} = \boxed{511 \text{ 枚}}$	12歳～51歳女性 ※2
トイレットペーパー	1人1日当たり9m※3として3日分を備蓄(1ロール当たり65mとして換算) 備蓄計画数量 $1,388 \text{ 人} \times 9 \text{ m} \times 3 \text{ 日} = 37,476 \text{ m}$ $37,476 \text{ m} \div 65 \text{ m} = \boxed{577 \text{ ロール}}$	避難者全員

※1 正常な1回の月経持続日数は3日～7日(基礎体温計測推進研究会調べ)であるが、他の備蓄品目に合わせて3日分の備蓄とする。

※2 日本女性の平均初潮年齢は12.3歳、平均閉経年齢は50.5歳(日本産婦人科学会(1997年調査))であることから、12歳～51歳女性を対象とする。

※3 国民1人1日当たりのトイレットペーパー使用量は約9m(日本製紙連合会(2001年調査))。

② その他の避難生活用品

最重要品目のほかに、次の避難生活用品についても町全体避難者数を基準とした備蓄計画数量を試算した。

品目	算出根拠及び数量	対象
紙・プラスチックコップ	避難所避難者1人1日当たり1個として、3日分を備蓄	避難者全員
	備蓄計画数量 $1,388 \text{ 人} \times 1 \text{ 個/日} \times 3 \text{ 日} = 4,164 \text{ 個}$	
プラスチックプレート	避難所避難者1人3日で1枚として備蓄	避難者全員
	備蓄計画数量 $1,388 \text{ 人} \times 1 \text{ 枚} / 3 \text{ 日} = 1,388 \text{ 枚}$	
プラスチック箸	避難所避難者1人3日で1膳として備蓄	避難者全員
	備蓄計画数量 $1,388 \text{ 人} \times 1 \text{ 膳} / 3 \text{ 日} = 1,388 \text{ 膳}$	
飲料水袋	避難者全員に対し、1人3日で1枚として備蓄	避難者全員
	備蓄計画数量 $1,388 \text{ 人} \times 1 \text{ 枚} / 3 \text{ 日} = 1,388 \text{ 枚}$	
トイレ用排便収納袋	1人1日当たり5枚※として3日分を備蓄。避難所避難者のうち、紙おむつ使用者（0～3歳児、要介護認定3以上）を除く全員	紙おむつ使用者を除く避難者全員
	備蓄計画数量 $(1,388 \text{ 人} - (1,388 \text{ 人} \times 1.703\% + 1,388 \text{ 人} \times 2.853\%)) \times 5 \text{ 枚} / \text{日} \times 3 \text{ 日} = 19,860 \text{ 枚}$	

※ 1人1日当たりの平均的な排泄回数は5回（避難所におけるトイレの確保・管理ガイドライン（内閣府、平成28年4月））。

③ 備蓄計画数量

最重要品目及びその他の避難生活用品の町全体の備蓄計画数量と現有備蓄数（令和3年1月1日現在）は、次のとおりである。

分類	品目	単位	必要数量	現有備蓄数	過不足数量	規 格	
最重要品目	食料・飲料水	アルファ米・リゾット (アレルギー対応型)	食	3,963	3,780	△183	アルファ米 50食/箱 リゾット 30食/箱
		お粥(アレルギー対応型)	食	2,765	1,410	△1,355	30食/箱
		ライスクッキー(アレルギー対応型)・ ビスケット・乾パン	食	1,982	4,380	2,398	ライスクッキー ビスケット 60食/箱 乾パン 60食/箱
		粉ミルク(アレルギー対応型)	箱	1	1	0	800g×8缶/箱
		飲料水(500ml)	本	5,830	5,238	△592	500ml×24本/箱、500ml×50本/箱
	生活必需品	毛布	枚	694	1,110	416	10枚/箱
		紙おむつ(乳児用)	枚	213	0	△213	
		紙おむつ(大人用・パンツ)	枚	119	0	△119	
		紙おむつ(大人用・尿取りパッド)	枚	357	0	△357	
		哺乳瓶	本	9	30	21	
		生理用品	枚	511	1,480	969	
		トイレットペーパー	ロール	577	84	△493	
	その他の避難生活用品	紙・プラスチックコップ	個	4,164	3,000	1,164	
		プラスチックプレート	枚	1,388	6,060	4,672	
		プラスチック箸	膳	1,388	100	△1,288	
飲料水袋		枚	1,388	0	△1,388		
トイレ用排便収納袋		枚	19,872	3,700	△16,172	排便収納袋 100枚/箱	

④ 避難所別の備蓄計画数量

避難所別の備蓄計画数量は、次のとおりである。

分類	品目	単位	白子中	関小	南小	白潟小	関ふ	南ふ	白ふ	合計	規格	
最重要品目	食料・飲料水	アルファ米・リゾット (アレルギー対応型)	食	1,428	572	572	857	143	143	143	3,858	アルファ米 50食/箱 リゾット 30食/箱
		お粥(アレルギー対応型)	食	996	398	398	598	100	100	100	2,690	30食/箱
		ライスクッキー(アレルギー対応型)・ ビスケット・乾パン	食	714	286	286	429	72	72	72	1,931	ライスクッキー ビスケット 60食/箱 乾パン 60食/箱
		粉ミルク(アレルギー対応型)	箱	545	218	218	327	55	55	55	1,473	800g×8缶/箱
		飲料水(500ml)	本	2,100	840	840	1,260	210	210	210	5,670	500ml×24本/箱、500ml×50本/箱
	生活必需品	毛布	枚	250	100	100	150	25	25	25	675	10枚/箱
		紙おむつ(乳児用)	枚	77	31	31	46	8	8	8	209	
		紙おむつ(大人用・パンツ)	枚	43	18	18	26	5	5	5	120	
		紙おむつ(大人用・尿取りパッド)	枚	129	52	52	78	13	13	13	350	
		哺乳瓶	本	3	2	2	2	1	1	1	12	
		生理用品	枚	185	74	74	114	19	19	19	501	
		トイレットペーパー	ロール	208	84	84	125	21	21	21	564	
		その他の避難生活用品	紙・プラスチックコップ	個	1,500	600	600	900	150	150	150	4,050
プラスチックプレート	枚		500	200	200	300	50	50	50	1,350		
プラスチック箸	膳		500	200	200	300	50	50	50	1,350		
飲料水袋	枚		500	200	200	300	50	50	50	1,350		
トイレ用排便収納袋	枚		7,159	2,864	2,864	4,295	716	716	716	19,330	排便収納袋 100枚/箱	

5. 備蓄（購入）計画

令和2年度から令和7年度までの5年間で、現在備蓄している物資と合わせて、備蓄計画数量を調達するよう努める。

なお、本計画により整備した備蓄物資は、大規模な事故の発生等により応急援助を必要とする者がいる時や広域的災害における他自治体への支援、学校給食の異物混入など、人道的見地から必要と認められる場合には幅広く活用することとする。

（1）食料・飲料水

- アルファ米、飲料水は保存期間5年以上、粉ミルクは保存期間18か月以上のものを購入し、計画的に更新を行う。
- 賞味（消費）期限切れによる廃棄処分を避けるため、保存期限が切れる前年度から、町防災訓練、保育所、小中学校等の防災教育等に活用し、防災意識の高揚を図る。

（2）生活必需品

- 保存状態や衛生面を考慮しながら計画的に購入・更新する。
- 備蓄物資として適さなくなった場合においても、可能な限り再利用等を検討する。
- 賞味（消費）期限がない備蓄物資については、財政的負担を均等化できるよう5年度間で備蓄計画数量に到達するよう、毎年度購入する数量を設定する。
ただし、計画数量が少量であったり、安価に購入できると思われるものは、一括して購入する。

（3）資機材等

- 保存状況や耐用年数等を考慮しながら計画的に購入・更新する。
- 企業等との協定締結による流通備蓄も充実させていく。

(4) 非常用食料等の保存期間と更新

非常用食料等の一般的な保存期間と耐用年数は、次表のとおりである。

一般的な保存期間・耐用年数

品名	保存期間・耐用年数
アルファ米・リゾット（アレルギー対応型）	5年
お粥（アレルギー対応型）	5年
ライスクッキー（アレルギー対応型）・ビスケット	5年
乾パン	5年
粉ミルク（アレルギー対応型）	18か月
果実・野菜缶詰	3年
水産・畜産缶詰	3年
カップ麺	6か月
インスタント袋麺	8か月
レトルトパウチ食品（ご飯とルーのセット）	5年
飲料水（非常用保存水）	5年
ミネラルウォーター	2年
毛布※	10年
紙おむつ（乳幼児用）	特になし（保存状態による）
紙おむつ（大人用）	〃
生理用品	〃
ボディータオル	5年
非常用保存ウェットタオル	5年
トイレトペーパー	特になし（埃、湿気が少なく、直射日光が当たらない場所に保管の場合）
マスク	3年

※10年以上経過した毛布については、衛生面からリパック（洗浄及び再梱包処理）の実施が望ましい。

資料：尾西食品HP、三立製菓HP、花王HP、はごろもフーズHP、
日清食品HP、石井食品HP、ジャパンメディカルパートナーズHP、
富士ミネラルウォーターHP、(株)トーエルHP、星野総合商事(株)HP、
王子ネピア株式会社HP

6. 防災備蓄倉庫について

本町では、現在「防災備蓄倉庫」を整備している。防災備蓄倉庫の位置づけは、次のとおりである。

(1) 防災備蓄倉庫の位置づけ

災害が発生してから指定避難所に物資を配送するには時間がかかることから、災害発生直後に必要となる物資を中心に、指定避難所である小中学校等に防災備蓄倉庫を設置している。

(2) 防災備蓄倉庫設置箇所一覧

本町の防災備蓄倉庫の整備状況は、次に示すとおりである。

(令和3年1月1日現在)

No	指定避難所	コンテナ式	校舎等
1	白子中学校	○	○
2	関小学校	○	○
3	南白亀小学校	○	○
4	白潟小学校		○
5	関ふれあいセンター	○	
6	南白亀ふれあいセンター	○	
7	白潟ふれあいセンター	○	

資料：白子町地域防災計画資料編

No	指定避難所	コンテナ式	校舎等
1	白子町役場	○	
2	南白亀緊急避難施設		○